

国際対応専門委員会の議事概要

企業会計基準委員会

1. 日時 平成 18 年 1 月 20 日(金) 13 時 30 分～15 時 30 分

2. 場所 (財)財務会計基準機構 会議室

3. 議題

(審議事項)

(1) 1 月開催の IASB 会議の議事対応について

- 企業結合(第 2 フェーズ)
- 業績報告

(2) 短期統合化プロジェクトの審議状況について

- 借入費用
- ジョイント・ベンチャー

4. 議事概要

(審議事項)

(1) 1 月開催の IASB 会議の議事対応について

● 企業結合(第 2 フェーズ)

当プロジェクトは、IASB と FASB の共同プロジェクトであり、昨年 6 月 30 日に IFRS 第 3 号及び IAS 第 27 号の修正案として公開草案が公表され、コメント募集が行われた。1 月の IASB 会議では、このコメント分析が行われる予定であることが報告された。

コメント分析では、ASBJ が IASB に提出したコメント(経済的単一体説に反対し親会社説を支持する)と同様に、支配が喪失される結果とならない子会社に対する所有持分の変動を資本取引として会計処理すること、全部のれん方式、段階取得において支配獲得時に非支配持分投資を公正価値で認識すること、取引コストの費用化、等の提案について反対するコメントが多数を占めたことが報告された。

(ASBJ が IASB に提出したコメントについては「IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」修正案及び IAS 第 19 号「従業員給付」修正案に対するコメント」、また、公開草案の詳細な内容については「第 43 回 国際対応専門委員会議事概要」を参照))

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- ほとんどの回答者が経済的単一体説に反対という状況で、このままプロジェクトを進めることは困難ではないかという意見に対して、山田 IASB 理事より、IASB では今まで親会社説・経済的単一体説に対して正面から議論がされていなかったが、今後議論が

行われる予定であり、よいことであると考えたとの回答があった。

- 今後、親会社対経済的単一体説の議論が行われるのは、企業結合と概念フレームワークのどちらのプロジェクトか。
- 公開草案に対して反対が多かったということは、公開草案を作成する段階で世界の主だった市場で定着している見解を踏まえていないということではないか。
- 業績報告

当プロジェクトは、IASB と FASB の共同プロジェクトとして、セグメント A、B に分けて検討されている。1月のIASB 会議では、セグメント A のうち、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」改訂案の Second Pre-ballot Draft の Sweep Issues として、完全な一組の一般的な財務諸表の構成、IAS 第 34 号「中間財務報告」の変更、IFRS 第 1 号「IFRSs の初度適用」の変更、IAS 第 7 号、IAS 第 10 号のタイトルの変更、配当の表示場所、円卓会議の開催見直しについて審議が行われる予定であることが紹介された。

は、FASB が 2005 年 12 月にセグメント A の公開草案を出さない決定を下したことを受けて、現行米国基準で要求されていない期首の財政状態計算書を完全な一組の一般的な財務諸表に含めるという 2005 年 4 月の暫定合意を IASB 単独の公開草案に含めるかどうかという論点である。は、について期首の財政状態計算書を含める合意がなされた場合に、中間(四半期を含む)期の期首の財政状態計算書をいつ時点にするかという論点である。

は、IFRS の初度適用の際に、利益又は損失(当期純利益)と総認識収益及び費用(包括利益)のどちらの調整表を要求するかという論点である。

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- の期首の貸借対照表を開示する必要性に疑問がある。
- に関連して、現行の IAS 第 34 号が四半期決算で累計方式をとっている理由についての質問に対し、山田 IASB 理事より、IAS 第 34 号に結論の根拠がないため理由が不明な点もあるので、この機会に議論をしたいと考えているとの回答があった。
- について、IFRS の初度適用の際の調整表を、包括利益の調整表とするのは、純利益を重視する利用者にとっては問題であり、Sweep Issue ではなく、根幹に係る問題ではないか。

(2) 短期統合化プロジェクトの審議状況について

IASB と米国 FASB との短期統合化プロジェクトの中で IASB が審議を行っているテーマのうち、最近議論の方向性が打ち出された、借入費用及びジョイント・ベンチャーの審議状況を取り上げた。

借入費用は、昨年 10 月、11 月に審議が行われ、1 月にも経過措置について審議が行われる予定である。10 月の IASB 会議では、借入費用に対する最初の議論が行われ、現行の IAS

第 23 号が認めている適格資産に係る借入費用を発生時に費用処理する会計処理を削除し、適格資産に係る借入費用をすべて資産化することを求め、SFAS 第 34 号と統合化することが暫定合意された。11 月の IASB 会議では、IAS 第 23 号と SFAS 第 34 号の差異の分析が行われたことが報告された。

ジョイント・ベンチャーについては、昨年 12 月に最初の審議が行われ、スタッフから示された両基準の差異のうち、IAS 第 31 号で認めている比例連結を削除し、持分法に一本化することと、ジョイント・ベンチャーの定義に関連して、ジョイント・ベンチャー企業と共同計画下にある資産・負債に対する未分割持分との関係の明確化の二点を短期統合化の対象とすることが報告された。

(詳細な内容については「IASB 会議報告(第 50 回会議)」、「IASB 会議報告(第 51 回会議)」及び「IASB 会議報告(第 52 回会議)」を参照)

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 設備投資の資金調達を本部で一括して調達しているときに線引きが難しい場合もあるなど、借入費用の資産化は実務上難しい。
- (借入費用について、スタッフ提案で、risk-adjusted market rate of return を適用して、適格資産に帰属する economic cost を資産化することが最善であると述べていることに関連して) economic cost を含めるのであれば、自己資金のコストも含めることになる。そうすると、超過利益のみ利益として計算されることになり、現行の企業会計と異なる。

以上